自主管理手引書（例）（循環式浴槽を使用している施設用）

　　年　　月　　日 策定

**Ⅰ. 目的**

入浴者のレジオネラ症の感染防止を図るため、施設の衛生管理に関するマニュアルを定め、適正管理を

行う。

**Ⅱ. 衛生管理体制**

１．営業者

　 １）氏名 『　　　　　　　　　　　　　　　　　』

２）役割 ・入浴施設の管理に関する総括

　　　　　　 　 ・自主管理手引書、点検表の作成とその見直し

　　　　　　 　 ・従業者に自主管理手引書、点検表を周知し、衛生管理を徹底

　　　　　　　　　 ・レジオネラ属菌検査結果及び衛生管理に関する記録（点検表等）を保管

　　　　　　　 　 ・緊急時の対策及び連絡体制の文書化並びに周知徹底

２．衛生管理責任者

営業者が責任者を兼ねる　・　従業者から選任する

１）氏名 『　　　　　　　　　　　　　　　　　』

２）役割 　　 ・日常の衛生管理とその記録の作成若しくは確認

・緊急時の営業者への報告

**Ⅲ. 循環系統等の状況**

１.循環系統（１）

・対象浴槽名 ：　　　　　（容量　　　㎥）、　　　　　（容量　　　㎥）

　 ・原水 ：水道水　・　温泉水　・　その他（　　　　　　　　）

　 ・入浴者数　 ： 平均　　人／日、最高　　人／日

　　 ・ろ過器型式　 ：

　　 ・消毒方法 　 ：　塩素　・　モノクロラミン　・　その他（　　　　　　　　）

　　 ・消毒装置 　 ：　あり　・　なし

　　 ・系統図 ：別紙のとおり

２.循環系統（２）

・対象浴槽名 ：　　　　　（容量　　　㎥）、　　　　　（容量　　　㎥）

　 ・原水 ：水道水　・　温泉水　・　その他（　　　　　　　　）

　 ・入浴者数　 ： 平均　　人／日、最高　　人／日

　　 ・ろ過器型式　 ：

　　 ・消毒方法 　 ：　塩素　・　モノクロラミン　・　その他（　　　　　　　　）

　　 ・消毒装置 　 ：　あり　・　なし

　　 ・系統図 ：別紙のとおり

３. 循環系統以外

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象浴槽・水栓 | 容量 | 消毒設備 | 投入方法 | 原水の種類 | 備考 |
| 例）男子ジャグジー | 〇 ㎥ | 塩素剤投入 | 〇時間毎に〇mL | 温泉水 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**Ⅳ.　衛生管理計画及び手順等の作成、記録、評価、改善**

１. 換水、清掃、消毒、水質検査等の衛生管理を適正に行うため、次の点検表等を整備保管する。

１）入浴設備の系統図

２）点検表

２.　衛生管理のために必要な手順は、[条例上の](http://reikibase.office.ycan/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)基準（別紙参照）を満たすものとし、具体的には次の手順

とする。

１）清掃及び消毒の手順は、点検表のとおりとし、毎営業日実施し、記録する。

２）衛生管理責任者は、随時、点検記録表をチェックして、確認印を押印する。点検表のチェックに

より衛生管理が適正に行われていないと判断したときは、直ちに営業者へ報告する。

３.　記録した点検表及び残留塩素濃度測定記録簿並びにレジオネラ属菌に関する水質検査結果は、日付順に整理したうえで３年間保管する。

**Ⅴ. 緊急時の対応**

１. 水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合又はレジオネラ症患者（疑いを含む）が発生した

場合は、次の措置を行い、直ちに、益田保健所（0856-31-9550）へ通報し、その指示に従う。

　　【緊急時の措置手順】

１）入浴設備の使用を中止する。

２）浴槽等施設の現状を保持する。

３）独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。

４）利用状況及び利用者の健康状況を調査する。

２. 緊急対応後、実施した作業内容について記録し、保管する。

３.　計画・手順の運用状況と効果を確認するため、異常発生時等に次の事項について手順書及び点検表等の記録を振り返る。その結果から計画・手順の見直しを行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 計画・手順を見直すタイミング | 検討する内容 |
| レジオネラ属菌が検出された | ・原因は何か  ・清掃、消毒等が手順書どおり実施されていたか  ・清掃の手順、頻度は適切か  ・貯湯槽の温度設定は適切か |
| 設備に生物膜が蓄積している | ・原因は何か  ・清掃、消毒等が手順書どおり実施されていたか  ・清掃の手順、頻度は適切か |
| 設備を入れ替えた | ・維持管理の手順に変更はないか |

４.緊急時の連絡体制は次のとおり。

（以上）